

令和3年(ワ)第23302号 国家賠償請求事件

原告 大川原化工機株式会社 外5名

被告 国外1名

証拠説明書(8)

令和5年7月5日

東京地方裁判所 民事第34部甲B係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 高田 剛



弁護士 鄭 一志



弁護士 河村 尚



弁護士 我妻 崇明



弁護士 山城 在生



弁護士 三木 隼輝



原告ら訴訟復代理人

弁護士 坂井 萌



上記当事者間の頭書事件における原告ら提出の書証についての説明は、下記のとおりである。なお、原告らが既に提出した書面において定義した語句は、本書においても同一の意義を有するものとして用いる。

符号 番号	標 目	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨
甲 1 6 4	電子メール	写し 平成 2 9 年 1 2 月 2 6 日	経済産業省 職員	<p>下記各点と矛盾する証人[ ] [ ]の陳述の信用性がな いこと</p> <p>①警視庁の相談を受けた経 済産業省が、幹部を含む組 織として情報を共有し、対 応の検討を行っていたこと</p> <p>②2017年12月当時、経済産 業省は、本件要件への殺菌 について明確な定義、解釈 を有していなかったこと</p> <p>③2017年12月当時、経済産 業省内において噴霧乾燥器 の内部にデッドスペースが ある旨の指摘がなされてい たこと</p>

以上